

## 平成27年度集団指導に対する質問への回答

11月20日に行われました「平成27年度居宅介護支援事業所等集団指導」の内容に対して、質問がありましたので回答します。なお、質問文は、内容がわかりやすいよう一部修正していますので、ご了承ください。

質問： 軽度者に対する福祉用具貸与

確認書ほか一式の書類を区に提出し、算定可となった。この利用者が認定更新の結果、引き続き軽度者であった場合に、アセスメント等からも依然として福祉用具は必要と判断した。この場合は、引き続き算定は可能か。

回答： 継続して福祉用具貸与が必要と判断した場合は、ケアプランにその旨を記録しておけば算定は可能です。事業所が変更になった場合には、確認書を引き継いでおいてください。

新宿区福祉部介護保険課給付係

電話 5273-3497 FAX 3209-6010

## 平成27年度集団指導に対する質問への回答

11月20日に行われました「平成27年度居宅介護支援事業所等集団指導」の内容に対して、質問がありましたので回答します。なお、質問文は、内容がわかりやすいよう一部修正していますので、ご了承ください。

質問： 通所系サービスの送迎について

通所介護事業所の送迎はドア・ツー・ドアが基本ということだが、マンションのエントランスのドアなのか、各住戸のドアなのか。

回答： ドア・ツー・ドアとは、各住戸のドアという意味で、エントランスのドアではありません。

新宿区福祉部介護保険課給付係

電話 5273-3497 FAX 3209-6010

# 平成27年度集団指導に対する質問への回答

11月20日に行われました「平成27年度居宅介護支援事業所等集団指導」の内容に対して、質問がありましたので回答します。なお、質問文は、内容がわかりやすいよう一部修正していますので、ご了承ください。

質問： 介護予防・日常生活支援総合事業について

介護報酬はいつ発表されるのか。

回答： 1月中旬頃に、ホームページ等を通じて公開する予定です。

新宿区福祉部高齢者福祉課高齢者福祉企画係  
電話 5273-4591 FAX 5272-0352